

改正案

現行

(保険料の額の端数計算等)

第三十四条 法第五十一条第一項、第五十一条の二第二項又は法第二百二十二条第三項の月数は、曆に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを二月とする。

2 法第五十一条第一項、第五十一条の二第二項、第五十二条第二項(法第二百二十二条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)
又は法第二百二十二条第三項の規定により保険料、延滞金又は負担金の額を計算する場合において、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 法第五十二条第二項に規定する延滞金の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(金融機関の解散等の場合等における保険料の取扱い)

第三十五条 金融機関が保険料を納付した後に解散等(解散、営業の全部の譲渡又は分割(営業の全部を他の金融機関が承継するものに限る。))をいう。以下この条及び次条において同じ。)
又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第二条第四項に規定する転換を行った場合において、当該保険料の額につき過納を生じたときは、当該金融機関は、その解散等又は転換の日後一月以内に、機構に対し、機構の定める書類を提出して、当該過納に係る保険料の額に相当する金銭の還付を請求するものとする。

2 機構は、前項の請求があつたときは、遅滞なく、同項の金銭を還付するものとする。

この場合において、当該請求が解散等を行った金融機関又は同項の転換を行った金融機関に係るものであり、かつ、当該解散等後の存続金融機関等(当該解散等に係る合併後存続する金融機関、当該解散等に係る合併により設立された金融機関、当該解散等に係る譲渡において営業を譲り受けた金融機関又は当該解散等に係る分割において営業の全部を承継した金融機関をいう。以下この条及び次条において同じ。)
又は当該転換後の金融機関につき次項又は法第五十条第一項の規定により納付すべき保険料があるときは、当該還付に代えて、その還付に係る金銭をその保険料に充当することができる。

(保険料の額の端数計算等)

第三十四条 法第五十一条第一項、第五十一条の二第一項又は法第二百二十二条第三項の月数は、曆に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを二月とする。

2 法第五十一条第一項、第五十一条の二第二項、第五十二条第二項(法第二百二十二条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)
又は法第二百二十二条第三項の規定により保険料、延滞金又は負担金の額を計算する場合において、その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 法第五十二条第二項に規定する延滞金の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(金融機関の解散の場合等における保険料の取扱い)

第三十五条 金融機関が保険料を納付した後に解散又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第二条第四項に規定する転換を行った場合において、当該保険料の額につき過納を生じたときは、当該金融機関は、その解散又は転換の日後一月以内に、機構に対し、機構の定める書類を提出して、当該過納に係る保険料の額に相当する金銭の還付を請求するものとする。

2 機構は、前項の請求があつたときは、遅滞なく、同項の金銭を還付するものとする。

この場合において、当該請求が合併により消滅する金融機関又は同項の転換を行った金融機関に係るものであり、かつ、当該合併後存続する金融機関(次項において「存続金融機関」という。)
若しくは当該合併により設立された金融機関(次項において「新設金融機関」という。)
又は当該転換後の金融機関につき次項又は法第五十条第一項の規定により納付すべき保険料があるときは、当該還付に代えて、その還付に係る金銭をその保険料に充当することができる。

3 存続金融機関等は、当該存続金融機関等に係る解散等の日から三月以内に、次の各号に掲げる金額を合計した額の保険料を機構に納付しなければならぬ。ただし、当該解散等の日から当該日を含む営業年度(信用金庫等にあつては、事業年度。以下この項及び次条において同じ。)
の末日までの期間内の月数が六月を超える場合にあつては、当該保険料の金額のうち当該月数を六月として計算した金額に相当する金額については、当該存続金融機関等の当該解散等の日を含む営業年度の末日の三月前の日までに納付す

3 金融機関が他の金融機関と合併を行った場合には、存続金融機関又は新設金融機関は、当該合併後三月以内に、当該合併により消滅した金融機関が当該合併の日を含む営業年度(信用金庫等にあつては、事業年度。以下この項において同じ。)
において納付すべき保険料の額の算定の基礎となつた次の各号に掲げる預金等の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該合併の日から存続金融機関又は新設金融機関の当該合併の日を含む営業年度の末日までの期間内の月数を乗じて計算した金額に、当該各号に定め

ることができる。

一 当該解散等を行った金融機関が当該解散等の日を含む営業年度において納付すべき保険料の額の算定の基礎となつた一般預金等の額の合計額を平均した額（当該存続金融機関等が二以上ある場合においては、当該平均した額をそれぞれの存続金融機関等が譲り受け、又は承継した一般預金等の額の割合に応じて按分した額）を十二で除し、これに当該解散等の日から当該存続金融機関等の当該解散等の日を含む営業年度の末日までの期間内の月数を乗じて計算した金額に、法第五十一条第一項に規定する保険料率を乗じて計算した金額

二 当該解散等を行った金融機関が当該解散等の日を含む営業年度において納付すべき保険料の額の算定の基礎となつた決済用預金の額の合計額を平均した額（当該存続金融機関等が二以上ある場合においては、当該平均した額をそれぞれの存続金融機関等が譲り受け、又は承継した決済用預金の額の割合に応じて按分した額）を十二で除し、これに当該解散等の日から当該存続金融機関等の当該解散等の日を含む営業年度の末日までの期間内の月数を乗じて計算した金額に、法第五十一条第二項に規定する率を乗じて計算した金額

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（解散等の翌年度における保険料の取扱）

第三十六条 存続金融機関等は、当該存続金融機関等に係る解散等（当該解散等が新設合併（合併により設立される金融機関がある合併をいう。次項において同じ。）に係るものである場合を除く。以下この項において同じ。）があつた日を含む営業年度の翌営業年度（以下この項において「翌営業年度」という。）の開始後三月以内に、次の各号に掲げる金額を合計した額の保険料を機構に納付しなければならない。ただし、当該保険料の額の二分の一に相当する金額については、翌営業年度開始の日以後六月を経過した日から三月以内に納付することができる。

一 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該存続金融機関等の当該解散等があつた日を含む営業年度の各日における一般預金等の額の合計額に当該解散等を行った金融機関の当該各日（当該解散等の日の翌日から当該営業年度の末日までの間の各日を除く。）における一般預金等の合計額（存続金融機関等が二以上ある場合においては、当該一般預金等の合計額をそれぞれの存続金融機関等が譲り受け、又は承継した一般預金等の額の割合に応じて按分した額）を加えた額を平均した額を十二で除し、これに翌営業年度の月数を乗じて計算した金額に、法第五十一条第一項に規定する保険料率を乗じて計算した金額

る率を乗じて計算した金額を合計した額の保険料を、機構に納付しなければならない。

ただし、当該月数が六月を超える場合にあつては、当該保険料の金額のうち当該月数を六月として計算した金額に相当する金額については、存続金融機関又は新設金融機関の当該合併の日を含む営業年度の末日の三月前の日までに納付することができる。

一 一般預金等 法第五十一条第一項に規定する保険料率
二 決済用預金 法第五十一条第二項に規定する率

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（新設）

ロ 法第五十一条第一項の規定により存続金融機関等が翌営業年度に納付する保険料の額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該存続金融機関等の当該解散等があつた日を含む営業年度の各日における決済用預金の額の合計額に当該解散等を行った金融機関の当該各日（当該解散等の日の翌日から当該営業年度の末日までの間の各日を除く。）における決済用預金の合計額（存続金融機関等が二以上ある場合においては、当該決済用預金の合計額をそれぞれ存続金融機関等が譲り受け、又は承継した決済用預金の額の割合に応じて按分した額）を加えた額を平均した額を十二で除し、これに翌営業年度の月数を乗じて計算した金額に、法第五十一条の二第一項に規定する率を乗じて計算した金額

ロ 法第五十一条の二第一項の規定により存続金融機関等が翌営業年度に納付する保険料の額

2| 存続金融機関等は、当該存続金融機関等に係る新設合併があつた日を含む営業年度の翌営業年度（以下この項において「翌営業年度」という。）の開始後三月以内に、次の各号に掲げる金額を合計した額の保険料を機構に納付しなければならない。ただし、当該保険料の額の二分の一に相当する金額については、翌営業年度開始の日以後六月を経過した日から三月以内に納付することができる。

一 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該新設合併があつた日を含む営業年度の各日における一般預金等の額の合計額（当該新設合併の日までについては、当該新設合併を行った各金融機関の当該各日における一般預金等の合計額を合算した額）を平均した額を十二で除し、これに翌営業年度の月数を乗じて計算した金額に、法第五十一条第一項に規定する保険料率を乗じて計算した金額

ロ 法第五十一条第一項の規定により存続金融機関等が翌営業年度に納付する保険料の額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該新設合併があつた日を含む営業年度の各日における決済用預金の額の合計額（当該新設合併の日までについては、当該新設合併を行った各金融機関の当該各日における決済用預金の合計額を合算した額）を平均した額を十二で除し、これに翌営業年度の月数を乗じて計算した金額に、法第五十一条の二第一項に規定する率を乗じて計算した金額

ロ 法第五十一条の二第一項の規定により存続金融機関等が翌営業年度に納付する保険料の額

（概算払額等の端数計算）

（概算払額等の端数計算）

第三十七条 (略)

(都道府県知事への通知)

第三十八条 (略)

2 (略)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第三十九条 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第四十条 (略)

25 (略)

第三十六条 (略)

(都道府県知事への通知)

第三十七条 (略)

2 (略)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第三十八条 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第三十九条 (略)

25 (略)